記入例 第4号様式(第4条関係) 在外選挙人名簿登録申請書 フリガナ ガイム ハナコ 生 月 性 뮁 姓 名 氏 外務 花子 1980 年 3 月 3日 □男 ☑女 署 花子 外務 (必ず自署) ✓都□道 口郡 □町V区 東京 千代田 □府□県 口市 一村 本 籍 霞ヶ関1丁目1番地 住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先) (外国語表記) (外国語表記) [必ず記入] [希望により記入] この種は、在帰居の「在帰地の緊急逐絡先」において、進 ↓下記に記入してください。 挙管理委員会が送付する役票用紙等を受け取ることを希望す る場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。 スイスで郵便が確実 に届く住所・氏名。 Name Hanako Muster-Gaimu Name Address Address ※スイスで外国名を Engestrasse 53 使っている方は、宛 希望される場合、必ず裏面の 3012 Bern 名に注意してくださ 注意事項をお読みください。 Switzerland ※住所の書き方 ①通り名・番地 「〇年×月頃」でも可 ②郵便番号·市町村 ③Switzerland 記「住所」欄及び「住所以外の送付先」欄は、選挙管理委員会から郵便物を送付する際にそのまま転写して宛名とし 用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、 の上には、氏名を忘れずに書いてください。 ☑州 □省 日郡 ベルン ベルン スイス 目 (カタカナ表記) ✓市 一大 使 経由領事官の名称 左の領事官の管轄区域内 スイス 200X 年 XX 月 XX 日 □ 総領事 (申 請 先) に住所を定めた年月日 出張駐在官事務所) 最終住所地から 左の転出に係る住民基本 日本の役所に転出の 20XX 年 XX 月 XX 日 転出した年月日 台帳法上の届出(市町村へ ☑ 行った 届出をしましたか。 外国への出国日等 の住民票の転出届) ☑都□道 二郡 □町▼区 日本で住民票に 東京 千代田 □府□県 口市 □村 記載されていた 霞ヶ関1丁目1番地2-205 最 終 住 所 公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿の登録を申請します。 「〇年×月頃」でも可 20XX 年XX 月XX 日 □都□道 ☑市□区 00 XX | 府| 県 選挙管理委員会委員長 殿 □町□村 電話番号(※) FAX番号(※) 連絡先 +41-31-XXX-XXXX hanagaimu@bluewin.ch

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号(FAX番号)」の順に記入してください。

裏面もお読みください。

+41-31-XXX-XXXX

注意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「性別」欄は、いずれかの該当する□に√をつけてください。
- 4 「住所(外国語表記)」欄及び「住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書いてください。
- 5 「住所(カタカナ表記)」欄は、住所の属する行政区域名をカタカナ(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書き、該当する□に√をつけてください。
- 6 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されま す。「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。
- 7 申請後において投票用紙等の送付先を変更する場合には、住所を管轄する在外公館まで届け出る必要があります。
- 8 「経由領事官の名称(申請先)」欄は、この申請書を提出する領事官の名称を書き、該当する□に√をつけてください。また、出張駐在官事務所である場合には、併せてその名称を書いてください。
- 9 「最終住所地から転出した年月日 (外国への出国日等)」欄は、実際に最終住所地から転出した年月日を 書いてください。正確に記憶していない場合は、おおよその時期 (何年何月頃) を書いてください。
- 10 「左の転出に係る住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)」欄は、住民基本台帳法第24条に基づき転出者に義務づけられている届出(転出届)を行った場合は、□に√をつけてください。なお、当該届出を行っていない場合は、在外選挙人名簿に登録されないことがありますのでご注意ください。
- 11 「日本で住民票に記載されていた最終住所」欄は、平成6年 (1994年) 5月1日以降において、日本国内で住民票に記載されていた最終住所を書いてください。なお、平成6年4月30日以前に最終住所地から転出された方は、本籍地に登録されますので書く必要はありません。
- 12 申請の宛先となる選挙管理委員会委員長は、次のとおりです。
 - (1) 平成6年5月1日以降に転出された方 最終住所地の選挙管理委員会委員長
 - (2) 平成6年4月30日以前に転出された方 本籍地の選挙管理委員会委員長

| 持記事項 | |
|-----------------|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |